

## 箕面市ぴよぴよサポート事業（産前産後ヘルパー派遣）業務委託仕様書

### 1 委託事業名

箕面市ぴよぴよサポート事業（産前産後ヘルパー派遣）業務委託

### 2 目的

妊婦又は乳幼児を養育している者がいる家庭に対して家事育児を支援するヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣することにより、家庭の負担の軽減及び産後うつ等の未然防止を図り、もって子育てを支援することを目的とする。

### 3 委託期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

### 4 対象者

(1) 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、箕面市内に住所を有する妊婦及び1歳になる誕生月の末日までの乳児又は2歳になる誕生月の末日までの多胎乳幼児のいずれかを養育している者（以下「養育者」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ①産前産後に体調不良のため、家事又は育児を行うことが困難である者
- ②その他教育長が必要と認める者

(2) 前項の規定にかかわらず、対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業を利用することができない。

- ①ヘルパー訪問時に対象となる妊婦又は養育者が不在の場合
- ②感染症等の患者又はその疑いのある者が対象者の属する世帯にいる場合
- ③偽りその他不正な手段により事業を利用しようとした場合
- ④③に掲げるもののほか、ヘルパーを派遣することが適当でないと認められる場合

### 5 履行場所

対象家庭の自宅等

### 6 業務概要

(1) 対象者に対し、別表第1の回数を上限として家事育児のサービスを提供する。

(2) 家事育児サービスの内容

- ①食事の支度及び片付け
- ②食材又は生活必需品の買い物等
- ③衣類の洗濯
- ④居室の簡単な清掃及び整理整頓
- ⑤育児の補助
- ⑥養育者の通院等の付き添い

⑦育児に関する助言又は相談

※養育者が不在中の乳幼児等単独の預かりは対象外

- (3) 家事育児サービス提供中に、虐待のリスクの高い家庭等、支援が必要な家庭を発見した際には、市へ速やかに報告する。
- (4) 別表第2の利用料金の收受及び管理を行う。ただし、初回利用分の利用料金は收受しない。
- (5) 利用回数・時間
  - ① 1日につき2回まで、1回につき2時間までとし、別表第1の回数を上限とする。
  - ② 利用時間は、ヘルパーが履行場所へ到着時点から辞去までとする。
- (6) 家事育児サービス提供日  
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く、月曜日から土曜日までとする。
- (7) 提供可能時間  
原則、午前9時から午後6時までとする。

## 7 業務に関する事項

- (1) 利用者名簿作成  
受託者は、受付情報（氏名・住所・電話番号・生年月日・利用者負担額等）を元に名簿（以下「利用者名簿」という）を作成する。その後の累積利用回数の上限の管理等を行う。  
受託者は、利用者から利用申請書の記載事項の変更を把握した場合、市へ報告し利用者名簿等の更新を行う。
- (2) 利用調整・家事育児サービス提供  
受託者は、利用者情報受付後7日以内に希望するサービスの内容確認、サービス提供回数及び日程調整等を行った上で、当該サービスに即したヘルパーを履行予定日時・場所に派遣するものとする。利用者が転出している場合は、その後のサービスの提供は行わない。  
受託者は、受託者の都合等により、履行予定日時にサービスの提供が困難な場合は、利用者とは十分な協議を行い、履行日の振替を行うこと。  
受託者は、利用者の都合による利用取り消しの連絡を利用日の前日（前日が土日祝日の場合はその前の平日）午後5時までに受けた場合は、利用取り消しを受け付けることとし、履行日の振替等、適切な調整を行うこととする。なお、利用者から当該時間までに連絡がなかった場合は、受託者は利用者に対して別表2に定める取消料を請求する。
- (3) 実施確認書作成  
受託者は、サービス提供後に利用者の署名等をお願い確認書類（以下、署名が記載されたものを「確認書類」という）を作成する。
- (4) 実施報告書作成  
受託者は、サービス内容、サービス提供時の家庭環境及び乳幼児等の様子を実施日ごとにまとめた様式（以下「実施報告書」という）を作成する。
- (5) 実施報告書等提出  
受託者は、「利用者名簿」、「確認書類」、「実施報告書」を毎月10日までに市へ提出する。
- (6) 虐待等緊急を要する事項報告

ヘルパーがサービス提供時に虐待等緊急を要する事態に直面した際は、受託者は速やかに市及びその他関係機関と十分な連携を図ることとする。

(7) 利用時の実費の請求

ヘルパーがサービス提供時において利用者の生活必需品の買い物や移動に伴う交通費等の費用が発生する場合は、利用者の負担としヘルパー又は受託者が直接請求する。

(8) 箕面市ぴよぴよサポート（産前産後ヘルパー派遣）利用中止通知書

利用者がヘルパーに対し、暴力や脅迫、詐欺、政治又は宗教活動を目的とした勧誘行為、公序良俗に反する行為、事実と異なる申請により利用決定を受ける行為を行ったときは、受託者は速やかに市へ報告し、利用の中止についての審査を依頼するものとする。

(9) 連携

受託者は、本事業に関して利用者から電話、Email 等による問合せおよび苦情相談等について受付及び対応を行い、市へ報告する。

(10) 事業案内チラシ作成業務

サービス内容や利用方法の案内チラシを市の確認を受けて作成する。作成物はカラーA4版とし市ヘデータと併せて納品する。

## 8 運営体制

受託者は、事業開始の令和7年10月1日時点で、業務に支障が生じない人員（監督職員、業務責任者、ヘルパーを含む）を確保し、その人員の氏名等が記載された「業務従事者名簿」を作成の上、開始日当日までに市に提出するものとする。なお、運営の途中で人員に変更が生じた場合は、速やかに「業務従事者名簿」を更新し、市に提出するものとする。

## 9 ヘルパーの要件

次のいずれの要件も満たす者であること。

(1) 家事育児サービスを適切に実行する能力を有する者。

(2) 以下①～③に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

② 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

③ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

## 10 ヘルパーの責務

(1) 身分証明書の携行

ヘルパーは利用者宅に訪問する際、受託者が発行する身分証明書を携行し、サービス提供時に利用者に提示しなければならない。

## (2) 安全の確保等

ヘルパーは常に利用者の安全の確保及び事故防止に十分留意しなければならない。万一不測の事態が発生した場合は、適切な処置を行うとともに、直ちに受託者に報告し、受託者は速やかに市へ報告する。

## 11 教育・研修

- (1) 受託者は、業務実施期間において、業務従事者に対して必要な基礎知識・技術等を身につけるため、フォローアップ研修を行い、市の方針を十分に理解するための教育・研修を行う。
- (2) ヘルパーの新規採用者には、市が1年に1回定例で開催する研修を受講させること。
- (3) 受託者は、業務従事者の健康管理に細心の注意を払い、必要な教育やフォローを随時実施する体制を整えるものとする。

## 12 費用

- (1) 業務従事者の人件費、採用・研修等にかかる経費、福利厚生費、交通費は委託料金に含むこととする。
- (2) 業務に必要な、机、椅子、パソコン、電話機等の事務所及び研修室設営にかかる必要経費は、委託料金に含むこととする。

## 13 損害賠償

- (1) 受託者は契約後速やかに本業務に係る損害賠償責任保険等に加入しなければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書および契約条項に違反し市又は第三者に損害を与えた場合、または業務従事者の故意または過失により市および利用者に損害を与えた場合は、受託者の責任において賠償すること。また、その他、業務履行にて生じた損害は、受託者の責任において処理すること。

## 14 事業実施に係るアンケートの調査等

利用者に対しアンケート調査を行い、年度終了ごとに事業実施の効果の検証を行うこと。

## 15 守秘義務、個人情報の保護

受託者及びヘルパーは、本業務の受託で知り得た情報を市以外の第三者に漏らしてはならない。本委託契約終了後も同様とする。また、受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22号）その他法令を遵守しなければならない。

## 16 委託料の支払い方法

請求に基づき月ごとに支払う。

## 17 その他

この仕様書の解釈に疑義が生じたとき、またはこの仕様書に定めのない事項については、市と

受託者で協議の上定めるものとする。

別表第 1

対象	上限回数
妊娠中	40回
1歳になる誕生月の末日までの乳児	
2歳になる誕生月の末日までの多胎乳幼児	子1人に対して40回加算

別表第 2

区分	利用料金	取消料
一般世帯	1,400円	1,400円
非課税世帯	0円	1,400円
生活保護世帯	0円	1,400円